

令和5年度舟形町町制施行70周年記念地域映画作成委託業務特記仕様書

1. 適用

舟形町（以下「発注者」という。）が発注する、令和5年度舟形町町制施行70周年記念地域映画作成委託業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

2. 業務の目的

本町が令和6年度に迎える町制施行70周年を記念して、町内で撮影された8mmフィルムを掘り起こし、多世代の町民が関わりながら地域映画づくりを行い、昭和時代のフィルムを鑑賞しながら世代を超えた対話を重ね、郷土愛を醸成していくことを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 地域映画（短編）の制作

① テーマ

町制施行70周年を記念するにふさわしいもので、舟形町の魅力が伝わり、地元の誇りや気運を盛り上げる内容とする。

② 業務内容

(ア) 8mmフィルム等の収集に必要な事項

(イ) 収集した8mmフィルム等を活用した地域映画の制作

(ウ) 地域映画への音入れに関する業務

※制作過程になるべく多くの町民参加を促すこと。

(2) 地域映画（短編）作品の上映

① 上映日

町と協議して決定した日に上映すること。

② 作品の上映時間

1回の上映につき、約30分間とする。

③ 映像の投影場所及び観覧場所

投影場所は舟形町中央公民館とし、投影に必要な機材は受注者が準備する。また、イベント当日は受注者が会場内の運営、作品の紹介及び説明を行うこと。

※投影場所は近隣の異なる施設に変更となる場合があります。

④ 作品の上映回数

舟形町中央公民館開設時間中、町と協議して決定した回数を上映すること。

⑤ 制作にあたっての注意

- ・撮影許諾手続き等、受託事業の執行に関わる第三者への手続きについては、受注者の作業範囲として処理することとする。
- ・作成した映像や音源は、町に事前に内容を確認し、求めに応じて適宜修正すること。

(3) 成果品の納品

成果品	期限	納品方法
① 本事業のプロモーションに利用するための静止画	7月頃	メールに添付またはCDにデータを格納
② 本事業で制作した作品の音声入り動画	イベント実施後20日以内	動画投稿サイトでの公開、公共の場での放映など広報に用いることが可能な形式でデータ格納したDVD
③ 本事業で制作した作品のダイジェスト版(3分)	イベント実施後20日以内	動画投稿サイトでの公開、公共の場での放映など広報に用いることが可能な形式でデータ格納したDVD
④ 以下の内容を含む報告書 ・開催の様子や作品の内容が分かる写真 ・受注者の所感	イベント終了後1月以内	PDFデータ(メールに添付またはCDに格納)

4. 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月22日(金)まで

5. 業務場所

最上郡舟形町地内

6. 著作権について

- (1) 本事業により作成する一切の成果物の権利(著作権を含む)は全て舟形町に帰属するものとする。
- (2) 本事業により作成する成果物に係る著作者人格権は行使しないこと。
- (3) 受注者は発注者に対し、作成した動画等が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保障する。万一、作成した映像等について、第三者からの権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて、受注者の責任と負担においてこれを処理し、発注者に一切迷惑、損害をかけないものとする。

7. 業務の進め方

- (1) 受注者は、本業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び

企画提案書に則り効率的に業務を進めること。

- (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより本業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互確認すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い、処理すること。

8. その他

- (1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、不測の事態により本業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者が本業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。